

片瀬地区交通安全対策協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、片瀬地区から交通事故をなくすため、地区住民の自主的な活動を基本として、広く交通安全の運動推進を協議するため、この地区に「片瀬地区交通安全対策協議会」（以下「この会」という）を設置し、その組織及び運営についても必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 交通安全に関する地区内の各自治会へのPR対策と事業の推進方策に関すること。
- (2) 交通安全思想の高揚をはかるための座談会、講演会、研修会、映画会等の開催の促進に関すること。
- (3) 地区内の交通安全対策の協議及び促進に関すること。
- (4) 地区内の交通事故多発箇所の改善対策に関すること。
- (5) 地区内の交通安全に関する意見交換ならびに連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 この会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 各自治会の交通安全部長
- (2) 藤沢市交通安全協会の片瀬支部役員
- (3) 片瀬小学校、片瀬中学校の各PTAから推薦された者
- (4) この地区内に存在する幼稚園、保育園及び私立小中高等学校の責任者並びに子供会、安全運転管理者会及び地区シルバーリーダーの代表者
- (5) 地区内の交通安全活動経験者で、役員会で推薦された者

(役員)

第4条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1人
 - (4) 監事 2人
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、この会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めておく順序に従って、会長の職務を代行する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において推せんし、会長が委嘱する。その任期は、役員に準ずるものとする。
- 3 顧問は、会長が必要と認めた事項の諮問に応ずる。

(会議)

第7条 この会の会議は、総会、推進会議及び役員会とに区別し、会長が必要と認めたときに招集する。この場合に、会長は会議の議長となる。

2 会議は、定数の過半数により成立し、議事は出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、議長の決定による。

(経費)

第8条 この会の運営に要する経費は、市からの補助金、自治会の負担金及びその他、寄付収入等をもつてあてる。

(事務局)

第9条 この会の事務局は、藤沢市役所片瀬市民センター内に置く。

2 事務局長には、片瀬市民センター長をもつてあてる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日から始まり、3月31日をもつて終わる。

(その他)

第11条 その他、この会の運営に必要な事項が生じたときは、会長が役員会に諮って決定する。

2 年度内予算の流用、又は補充等が生じたときは、事務局長がこれを行い、会長に報告するものとする。

付 則

この規約は、昭和49年7月16日から施行する。

付 則

この規約は、昭和52年4月4日から施行する。

付 則

この規約は、昭和59年4月13日から施行する。

付 則

この規約は、平成元年5月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成16年4月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年4月10日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年4月25日から施行する。